



島根県報

平成21年3月3日（火）

号外第24号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第129号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	184号	飯石郡飯南町下来島 3557番1地先から同地先まで	前	メートル 14.60～ 17.80	メートル 16.00	雲南県土整備 事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	17.80～ 25.20	16.00	
"	432号	仁多郡奥出雲町三成 1551番3地から同地まで	前	18.00～ 32.00	10.00	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所 不用物件発生 減幅 払下げ
			後	18.00～ 32.00	10.00	
県 道	湖陵掛合線	雲南市掛合町掛合2115 番9地先から同2116番 地先まで	前	22.00～ 34.60	44.00	雲南県土整備 事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	22.00～ 40.20	44.00	
"	頓原八神線	飯石郡飯南町長谷1083 番1地先から同地先まで	前	22.40～ 32.20	27.40	災害復旧工事 拡幅
			後	22.40～ 40.20	27.40	

島根県告示第130号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	飯石郡飯南町下来島3557番1地先から同地先まで	メートル 16.00	平成21年 3月3日	雲南県土整備 事務所	
県道	湖陵掛合線	雲南市掛合町掛合2115番9地先から同2116番地先まで	44.00	平成21年 3月3日		
〃	頓原八神線	飯石郡飯南町長谷1083番1地先から同地先まで	27.40	平成21年 3月3日		
〃	大田井田江津線	江津市後地町3097番4地先から同3179番1地先まで	327.00	平成21年 3月3日	浜田県土整備 事務所	
〃	浜田作木線	浜田市旭町和田491番8地先から同152番7地先まで	860.00	平成21年 3月3日		